

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

**事務連絡
令和3年5月14日**

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

令和3年5月14日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について

令和3年5月14日、基本的対処方針の改定に伴い事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、「5月14日付け事務連絡」という。）を発出したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、当該内容の補足事項を示す。なお、個別事例への対応に当たっては、都道府県、関係各府省庁と事業者の間で相談・調整の上、個別具体的な事情に応じた対応を行うこと。その上で、都道府県、関係各府省庁から疑義について照会があった場合は、適宜回答をさせていただく。

記

1. 施設の使用制限等における「イベント」の考え方について

- 催物については、5月14日付け事務連絡1.において、開催時間帯の実情や、入退場時の密集が発生しやすい特性、興行上、指定された時間を超えるケースが避けられない場合もあること等を総合的に勘案し、直行・直帰を徹底の上、21時までの営業時間短縮を要請しているところであるが、5月14日付け事務連絡2. の「イベント」とは、

事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）

を指す（以下、「「イベント」」と記す。）。

ここでいう「イベント」は、夕方～夜間に開催されるものが相当数想定され、一定の開催時間要することに加え、主催者都合による試合の延長等の発生可能性があり、また、規制退場等を講じなければ退場時に密が発生しやすい等、施設管理者が20時時点での営業終了を担保できない事情が考えられるため、施設の営業終了時刻を21時としている。

このような考え方から、「イベント」関連施設であっても、施設管理者が「イベント」を開催する場合又は「イベント」主催者に施設を利用させる場合以外（施設管理者以外の業務上の打合せ・会議・式典等への貸出、施設管理者以外の個人の練習・プレー・運動等への貸出、練習試合・サークルの親善試合等への貸出等）は、一般に施設自らが「イベント」以外の形で集客する施設（例えば、各種練習場、スポーツクラブ等）と同様の営業形態となると考えられることから、営業時間短縮要請等についても同様の取扱いとし、20時までの営業時間短縮の要請又は働きかけを行うこと（1,000平米超の場合は要請、1,000平米以下の場合は働きかけ）。

なお、「イベント」主催者が開催形態を変更し、集客を行わずオンライン配信等により実施するために施設を利用する場合については、施設は商業活動を行っているものの、主催者が集客行為を行っていないため、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としないこととする。

同様に、施設管理者等が集客を行わずに施設を利用する場合（「イベント」のための機材搬入、設置、人員の訓練・練習等）は、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象とならないことに留意すること（本事務連絡4.も参照）。

- 映画館については、劇場等と類似に一定の上映時間を要するものであるため、上映時間を含め、原則21時の営業時間短縮要請の対象とすること。
- また、各知事の判断で、「イベント」関連施設について、飲食店等に対しては20時までの営業時間短縮の要請を行っている趣旨に照らし、飲食提供等は20時までとすることを要請する等の対応を行うことは差し支えない。

2. 利用形態・態様に応じた公平な要請等の実施

要請等を行うに当たっては、法施行令第11条第1項各号の規定や事務連絡等で示した施設類型ごとの要請・働きかけを行うことを基本としつつ、感染防止策・要請等の目的も考慮の上、異なる施設類型であっても同様の用途のものには原則として同じ要請・働きかけが行われ、要請

内容の公平性が損なわれることのないよう十分留意すること。

例1 飲食を提供する用途で使用する施設には、飲食店と同様の要請・働きかけ等を行うこと。

例2 結婚式の用途で使用する飲食店・結婚式場・ホテルの集会場等には同じ要請・働きかけ等を行うこと。

3. 施設の建築物の床面積の考え方について

要請等を行うに当たっては、令和2年4月13日付け事務連絡2. のとおり、床面積（事務スペース等の売場面積以外も含む。）で判断することとし、

- 法施行令第11条第1項に規定する施設の建築物の床面積で判断すること（すなわち、第11条第1項に規定する施設が入っている建築物全体の床面積では判断しないこと。例えば、1,000平米を超えるオフィスビルに入居している当該店舗自体は1,000平米を超えない理髪店は、1,000平米を超えないものとして取り扱うこと）。
- 原則として当該複数の建築物の床面積を合算しないこと（ただし、百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設（施設管理者が存在するショッピングモールなど）については、建築物の床面積を合算すること）。
- 店舗における生活必需品の売場について除外がなされている場合（法施行令第11条第1項第7号）の取扱いは、除外がなされている売場も含めて床面積に算定し、要請範囲を生活必需品以外に限定すること。また、施設使用制限等の対象が「集会の用に供する部分に限る。」との限定がなされているホテル又は旅館（法施行令第11条第1項第8号）については、限定されていない部分も含めて床面積に算定する一方、施設使用制限等の対象は限定されている部分のみとすること。といった内容を示しているが、それに加えて次の事項について示す。

① 施設の使用の制限と、施設の建築物の床面積の考え方の関係

施設の使用の制限は、施設内における建築物の使用のみを対象とするものではなく、敷地内の土地や工作物等、法施行令第11条第1項に規定する施設として機能するための設備等についてもその対象となる。

ただし、施設の使用の制限に際し考慮する「施設の建築物の床面積」とは、施設の敷地に存在する建築物の床面積を意味し、建築物が存在しない土地や工作物等が占める範囲の面積は該当しないことに留意すること。

例1 ゴルフ場（第9号）について、建築物であるクラブハウスの使用のみならず、コースの使用についても営業時間短縮要請等、制限の対象となる。ただし、建築物の床面積について、コースの面積は含まれない。

例2 テーマパーク、遊園地（第9号）について、アトラクションの使用のみならず、屋外パレード等の園内土地利用についても営業時間短縮要請等、制限の対象となる。ただし、建築物の床面積について、当該土地の面積は含まれない。

例3 飲食店（第14号）について、屋内での営業のみならず、テラス席等屋外での営業についても営業時間短縮要請等、制限の対象となる。ただし、建築物の床面積について、建築物に当たらないテラス席等の面積は含まれない。

例4 百貨店、マーケット等の施設管理者が存在し、複数のテナントが出店する形式の店舗（第7号）については、生活必需品売場、生活必需サービス提供場所の占める割合に関わらず、管理対象である店舗全体が営業時間短縮要請等、制限の対象となる。その場合、テナント契約等の結果として各テナントは制限が課される。ただし、生活必需品販売、生活必需サービス提供等の事業を営むテナントについては、「生活必需物資売場等を対象から除いた店舗全体への要請」を行う関係上、制限がかからないこととなる。

なお、全てのテナントが生活必需品販売、生活必需サービス提供等の事業を営む場合は、店舗に対して営業時間短縮等の要請は行わないこととする（生活必需物資売場等を対象から除いた店舗全体への要請が効力を持たないため）。

例5 ホテル又は旅館の集会の用に供する部分（第8号）について、集会場・宴会場等として機能する上で必要な箇所の床面積を合計する。

すなわち、ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等の床面積は合計するが、客室、大浴場、テナント店等の床面積は合計しない。

なお、営業時間短縮要請等に当たって、客室、大浴場、テナント店等、集会場以外の制限対象としない部分を機能させる上で必要な箇所（例えば、ロビー、移動通路、フロント、倉庫等）については制限の対象としないよう留意すること。

② 施設の敷地に複数の建築物が存在する場合

1つの施設の敷地に複数の建築物が存在する場合は、施設の建築

物の床面積はそれらの建築物の床面積を合計したものとする。なお、敷地に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りでない。

例1 百貨店（第7号）について、同一敷地内に1号館と2号館が存在する場合には、床面積を合計する。

例2 同一敷地内に別棟の立体駐車場が存在する場合には、当該駐車場の床面積も施設の建築物の床面積として考える。（なお、同一敷地内に露天駐車場が存在する場合には、当該駐車場の面積は施設の建築物の床面積とは考えない（本事務連絡3.①ただし書きのとおり）。）

例3 同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれにテナントが入っているアウトレットモールは、全ての建築物の床面積を合計し1つの施設として考え、アウトレットモール全体が制限の対象となる。ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントについては、制限の対象とならない。

例4 同一敷地内にオフィスビルが複数棟存在し、一部フロアにスポーツクラブ（第9号）やショッピングセンター（第7号）が入っている場合には、各施設の床面積は他の施設やオフィス部分の床面積には合計しない。

4. 営業時間短縮の考え方について

- 当該施設の営業としての役務提供に係る行為を営業終了時刻までに終える予定とするよう、要請または働きかけを行うこと。具体的には、下の例のとおり、利用者が退場可能な状況が確保されること。

なお、営業終了時刻までに利用者が退場を終えていることを基本とするが、営業終了時刻までに無理に退場を終えることとすると規制退場等の整理・誘導措置が講じられず、かえって密になる可能性もあることから、結果として、営業終了時刻以降に利用者の退場が続くことを妨げるものではない。

例1 映画館（第4号）については、21時までに上映を終え、かつ21時までに規制退場等を開始すること。

例2 スポーツの試合（第9号施設等）については、21時までに試合を終え、かつ21時までに規制退場等を開始すること。

例3 家電量販店（第7号）については、20時までに利用者に購入済商品を手渡し、かつ、20時までに退店の案内・誘導を開始すること。

例4 飲食店(第14号)については、20時までに食事の提供を終え、退店の案内・誘導が行われていること(ラストオーダーを設定の上、20時までに利用者が飲食を終了し、かつ、20時までに退店の案内・誘導を開始する予定とすること)。

- また、施設において、営業としての役務提供に係る行為以外の行為を営業終了時刻以後に行なうことは妨げない。

例1 在庫や売上の確認、商品の整理、施設の清掃、自治体職員の見回りや取材への対応等の行為

例2 スポーツの試合後、選手の更衣室等利用

5. 複数の営業形態が考えられる施設への要請等について

通常の施設利用に係る営業時間短縮要請が20時までとされている施設については、例外的に、イベント開催時は21時まで営業した場合も要請に応じているものと認めることとしている。施設利用については、営業形態の切替えが行われないなど、通常営業とイベント開催を一体的に行なっているとみなされる場合は20時までとなる点に留意し、例示を参考に、適切に対応されたい。

例1 飲食店営業許可のあるライブハウス(第11号)について、通常、「イベント」開催(ライブ演奏)と飲食店営業(飲食提供)を一体的に行っており、飲食店等に対する営業時間短縮要請の対象となるものと考えられる(※)。

その上で、営業形態の切替えが明白である場合、例えば、①同日中に飲食提供を行わずライブ演奏のみを行う場合、②20時までに飲食店営業を終了し、利用客をすべて入れ替えた上で、飲食提供を行わずにライブ演奏を行う場合は、都道府県の判断による運用として21時までの営業を認めることを妨げない。

なお、利用客の混乱を避けるため、飲食店営業を行わずに「イベント」を開催する場合には十分な周知を行うことが必要である点、留意されたい。

※ 営業形態の切替えに関わらず一律に20時までの営業時間短縮要請を行う場合は、特に、要請の趣旨を施設に対し明確に示されたい。たとえば、当該施設類型に対する要請が、飲食の場としてのみならず、歓楽街での人流の抑制に寄与する趣旨である場合などが考えられる。

例2 運動施設(体育館等)について、①個人・グループ等の練習・プレー用途は原則20時までとするが、②前記1.の「イベント」に該当する場合には、当該利用に限り例外的に21時までとする。